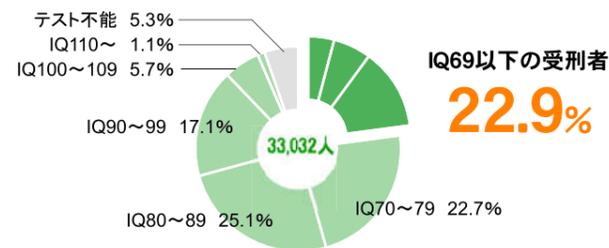


矯正施設等からの出所者の中には、福祉の支援を必要としている方がたくさんいます。

矯正施設の中に福祉の支援を必要とする方がたくさんいることが分かってきました。しかし、出所後の福祉の支援がないことが、下関放火事件に象徴される、犯罪を繰り返す「累犯障害者」を生む原因となっています。

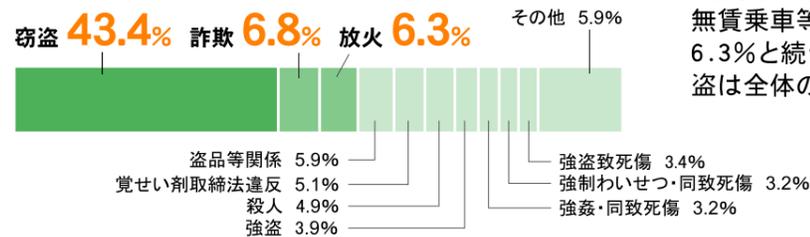
矯正施設のIQ69以下の受刑者数



知的障害とされる「知能指数69以下」の新規受刑者は毎年全体の2割強を占めています。2006年は7,501名でした。一方、全国15庁の刑務所を対象にした厚生労働省の調査によると、知的障害者（疑いも含む）の受刑者410名の内、福祉へのパスポートともいえる療育手帳の所持者はわずか26名にとどまっています。

出典「矯正統計年報 平成18年度」法務省

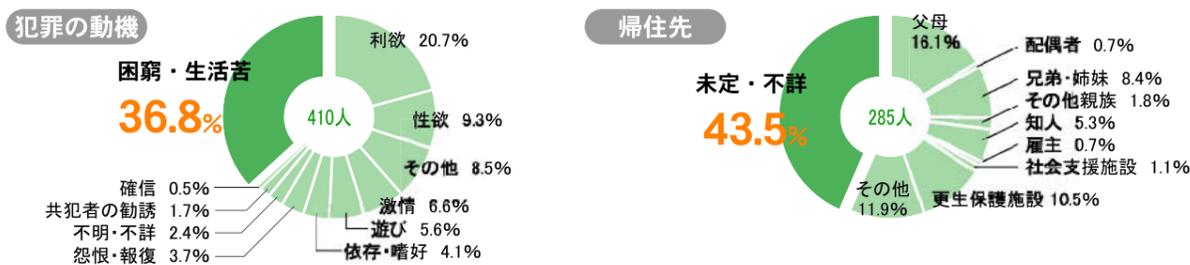
罪を犯した障害者の罪名



最も多い罪名は「窃盗」で43.4%。無銭飲食、無賃乗車等も含まれる「詐欺」が6.8%、放火が6.3%と続きます。凶悪犯罪と言われる殺人、強盗は全体の12.2%です。

出典「プレス発表資料：刑事施設、少年院における知的障害者の実態調査について」法務省矯正局

犯罪の動機、前回出所時の帰住先



犯罪動機では「困窮・生活苦」が36.8%で最多。全体の7割を占める再犯者285名の内、半数は帰住先がありません。新規受刑者と療育手帳所持者の差から明らかな通り、福祉の支援が受けられない故に軽微な犯罪を繰り返す「負のスパイラル」に陥ってしまっています。前回の出所から1年未満に罪を犯した受刑者は60%でした。

出典「プレス発表資料：刑事施設、少年院における知的障害者の実態調査について」法務省矯正局



下関駅放火事件

2006年1月山口県JR下関駅の木造駅舎など約3840平方メートルが全焼した。逮捕された78歳の男性は知的障害があり（療育手帳なし）、放火罪で過去10回に渡って刑務所に服役していた。この日も数日前に刑務所を出所したばかりであり、「刑務所に帰りたかった」と動機を語った。

長崎県地域生活定着支援センター（社会福祉推進事業の一環事業）の設置までの流れ



麓刑務所（佐賀県）との「合同支援会議」



モデル的事业で受け入れた50代の女性。日中は生活介護を利用。

これまで、法務サイドと福祉サイドの間では、受刑者等に対する情報提供・連携はありませんでした。福祉の支援を必要とする者については、出所すること自体の情報提供はなく、更生保護施設に受け入れられたとしても、福祉サイドが関わった生活訓練等は行われていませんでした。こうした法務サイドと福祉サイドの連携不足が、「累犯障害者」を生み出す一因となっていました。

司法と福祉の連携による矯正施設からの受け入れ事業

厚生労働科学研究（田島班）の酒井研究グループでは、矯正施設との連携のあり方を探るモデル的事业を実施しました。矯正施設と福祉が、知的障害を有する受刑者の処遇について検討する「合同支援会議」を開催。2か所の矯正施設から、6名を当法人で受け入れ、2名を地元の福祉機関へつなぎました。

地域生活定着支援センターの設置へ

厚生労働科学研究（田島班）では、このモデル的事业の成功に基き、司法と福祉の架け橋となる機関の必要性を厚生労働省に対して政策提言をしました。2009年7月より、この提言を踏まえた「地域生活定着支援センター」が全都道府県に設置されます。

当法人では厚生労働科学研究の成果が認められ、平成20年度社会福祉推進事業「受刑者及びその家族の不安を軽減し、社会的困窮者を包み込むための地域生活支援協働モデル事業」を受託。

2009年1月19日、全国に先がけて「長崎県地域生活定着支援センター」を開設し、モデル的实践に取り組んできました。

長崎県地域生活定着支援センターにおけるモデル的实践（社会福祉推進事業）

これまでの厚生労働科学研究（田島班）「罪を犯した障がい者の地域生活支援に関する研究」（3か年事業）の調査研究において、罪を犯した障害者等は、法の狭間の中で福祉の支援が届かず、再犯を余儀なくされている実態が浮き彫りになった。この社会的問題点を洗い出し、解決策を見出していく為のモデル的实践として、実際に矯正施設から福祉施設に受け入れ、司法と福祉をつなぐ効果的な支援のあり方（仕組み）を提言してきた。すなわち罪を犯した障がい者等が、罪を償った後の、本人の幸福な地域生活を第一に願って取り組んできた。

また、再犯（累犯）防止のためには、刑務所に入所中から矯正・保護・福祉等の関係者がネットワークを構築し、協働して支援にあたる事が重要かつ不可欠である。この協働支援のための司法と福祉をつなぐ連携の拠点（架け橋）が「長崎県地域生活定着支援センター」の創設である。

つまり、この度の社会福祉推進事業における「長崎県地域生活定着支援センター」については、これまでの研究成果を踏まえ、全国の先駆けとしてモデル的に開設し、運営推進委員会を軸とするネットワーク化を中心に据え、罪を犯した障害者の具体的支援のシステム（マニュアル）作り、関係機関との連携（協働支援）のあり方の検証、自立支援法上での公的役割の確立を目指し、ひいては厚生労働省への政策提言等の一助となることを開設の大きな趣旨とする。



長崎県地域生活定着支援センター

長崎県長崎市茂里町3-24 長崎県総合福祉センター3階

TEL 095-813-1332 FAX 095-813-1330